

## 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の新設について

### 1 条例の新設理由

都市機能の流出・拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを推進するために、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導する。

コンパクトなまちづくり：広域の経済的・文化的な中心地にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていくこと

大規模集客施設：集客施設（劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用途に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。）及びそれらと一体的に運営される可能性があるその他の建築物をいう。以下同じ。）であって、当該集客施設を構成する各建築物の総床面積が1,500平方メートルを超えるもの

### 2 条例の概要

#### (1) 目的

この条例は、大規模集客施設の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための基本的な手続等を定めることにより、都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

#### (2) 基本方針

大規模集客施設の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

ア その立地について関係市町村の住民の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。  
イ 総床面積による規模の区分（10,000平方メートルを超えるもの、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの、1,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの）に応じて、次の事項について定める要件を備えた場所に立地させること（関係市町村長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認める場合を除く。）。

(ア) その敷地から1キロメートル以内の区域における集客施設及び公益施設等の立地の状況、それらの集客区域の人口並びに水道及び生活排水処理施設の整備の状況

(イ) 利用することのできる公共交通機関（鉄道又は路線バスに限る。）の状況

(ウ) その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況

ウ 次に掲げる地域には立地させないこと（関係市町村長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認める場合を除く。）。

(ア) 都市計画法による市街化調整区域

(イ) 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域

(ウ) 自然公園法による自然公園の区域

(エ) 自然環境保全法による自然環境保全地域

(オ) 景観法による景観計画区域（景観形成団体が景観計画区域のうち景観形成上特に重要なものを定めている場合は、その区域に限る。）

#### (3) 県等の責務

県、市町村、施設設置者及び県民の責務を定める。

#### (4) 設置届

ア 施設設置者は、大規模集客施設を設置しようとするときは、それについて建築確認の申請等をする前に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ア) 大規模集客施設の名称

- (イ) 大規模集客施設の敷地の所在地
  - (ウ) 大規模集客施設の用途
  - (エ) 大規模集客施設の総床面積
  - (オ) 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
  - (カ) 軽微な増築等以外の場合にあっては、予定集客数
- イ 知事は、設置届があったときは、速やかにその概要を公告し、その届出書等を公告日から2月間、公衆の縦覧に供するものとする。
- (5) 住民説明会  
設置届をした施設設置者は、(4)のイの期間の満了する2週間前までに、その届出書等の内容を関係住民に周知させるための説明会を開催しなければならない。
  - (6) 関係市町村長等の意見  
ア 知事は、設置届があったときは、関係市町村長に対し、速やかにその届出書等の写しを送付するとともに、大規模集客施設の設置について、(4)のイの期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。  
イ 関係住民は、大規模集客施設の設置について、(4)のイの期間内に書面で知事に意見(商品等の地域的な需給状況に及ぼす影響に関するもの、その他コンパクトなまちづくり、地域づくり、生活環境の保全、生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。)を述べることができる。
  - (7) 知事の意見  
知事は、設置届から4月以内に次のいずれかの意見及びその理由を届出者及び関係市町村長に通知し、公告するものとする。  
ア 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。  
イ 届出施設の設置は、適切な対策が講じられなければ、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものとなるおそれがある。  
ウ 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものである。
  - (8) 知事意見への異議  
届出者、関係市町村長又は関係住民は、知事の意見に異議があるときは、知事にその旨を申し出ることができる。
  - (9) 勧告  
知事は、大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、施設設置者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
  - (10) 中止等の命令  
ア 知事は、勧告を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、大規模集客施設の設置の中止等を命ずることができる。  
イ 知事は、アの命令を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合等には、大規模集客施設の撤去等を命ずることができる。
  - (11) 工事着手の制限  
届出者は、原則として、設置届から6月後でなければ、設置工事に着手してはならない。
  - (12) 地域貢献活動の推進  
施設設置者は、大規模集客施設の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模集客施設及びその周辺地域において、地域社会の活性化に資する活動を、住民と協働で積極的に推進するものとする。
  - (13) 知事は、施設設置者に対し大規模集客施設の設置に関し報告を求め、又は県の職員をして大規模集客施設の敷地等に立入らせ、物件の検査等をさせることができる。
  - (14) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
- イ (4)は、平成21年10月1日以後における大規模集客施設の設置について適用する。
- ウ 所要の経過措置を講ずる。

#### 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の新設について

##### 1 条例の新設理由

市街化調整区域に係る開発許可等について、審査基準の明確化及び審査事務の迅速化を図るため、都市計画法の規定により県の条例で定めることができる開発許可等の基準に関し必要な事項を定める。

##### 2 条例の概要

- (1) 市街化区域と一体的な区域として指定する土地の区域は、50以上の建築物がそれぞれ50メートル以内の距離で連たんする区域のうち、次のいずれにも該当するものとする。
  - ア 市街化区域からの距離が1キロメートル以内の場所にある土地を含む町、大字等の区域
  - イ 建築基準法第42条に規定する道路に接する区域
  - ウ 上水道の給水区域
  - エ 市町村が整備した生活排水処理施設の排水区域
- (2) (1)の区域において支障があると認められる予定建築物の用途は、地階を除く階数が3以下の自己用住宅以外の用途とする。
- (3) 市街化を促進するおそれがないと認められる開発行為等は、次のとおりとする。
  - ア 市街化調整区域に居住する者等の2親等以内の親族等の自己用住宅の建設
  - イ 収用事業の施行に伴う代替建築物等の建設
  - ウ 大規模連たん区域における自己用住宅又は自己の工場等の建設
  - エ 周辺住民が利用する地区集会所等の建設
  - オ 既存建築物の増築又は改築
  - カ 災害危険区域等に所在する建築物等に代わる建築物等の建設
  - キ 優良田園住宅建設計画に基づく自己用住宅の建設
  - ク 造成済み住宅団地等における自己用住宅の建設
- (4) (1)から(3)までの基準は、特例市及び事務処理市町村の区域には、適用しない。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成21年10月1日とする。ただし、(1)は、公布の日から施行する。
  - イ この条例は、その施行の日以降の申請に係る開発許可等について適用し、同日前の申請に係る開発許可等については、なお従前の例による。

#### 鳥取県基金条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

鳥取県介護保険財政安定化基金について、平成12年度からの国、県、市町村の拠出金により、市町村の介護保険財政の安定化に資する事業に必要な費用が積み立てられたことから拠出金の拠出率を見直して、市町村から拠出金を徴収しないこととする。

##### 2 条例の概要

- (1) 鳥取県介護保険財政安定化基金に対する市町村の拠出率を計画期間における収入の見込額の3分の1に相当する額を都道府県内標準給付費等総額で除して得た率(現行 1,000分の1)とする。
- (2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

- (1) 智頭急行株式会社への退職派遣を行わないこととする。

(2) 社団法人人権文化センターと財団法人部落解放研究所が合併することに伴い所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 智頭急行株式会社への退職派遣を平成21年3月31日限り行わないこととするに伴い、特定法人への退職派遣に係る規定を削る。

特定法人...地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの

(2) 社団法人人権文化センターが財団法人部落解放研究所を吸収合併することに伴い、職員を派遣することができる公益的法人等から財団法人鳥取県部落解放研究所を削る。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

(1) 平成19年に結核予防法が廃止され、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されたことにより、結核の予防等の施策に関する規定が整備され、結核についても発生の状況、動向及び原因の調査（以下「発生時調査」という。）並びに入院勧告を行うこととなった。

(2) 結核患者等に対して行う業務のうち、発生時調査及び入院勧告の業務は特に危険性が高いため、これを防疫等業務手当の支給対象とする。

#### 2 条例の概要

(1) 保健所に勤務する保健師が結核患者に対する発生時調査又は入院勧告の業務に従事した場合に、1日につき300円の防疫等業務手当を支給する。

(2) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正について

#### 1 条例の改正理由

平成21年4月1日から職員の勤務時間が改定されることに伴い所要の改正を行う。

#### 2 条例の概要

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

教員特殊業務手当の支給対象について定めた規定中、休日等に当たる日以外の日の要件を正規の勤務時間が3時間45分又は4時間（現行 4時間）である日とする。

(2) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間の2分の1（現行 20時間）を超えない範囲内の時間とし、5分（現行 30分）を単位として行うものとする。

(3) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例により短時間勤務する職員に係る当該短時間勤務の内容は、任命権者が別に定めることとする。

(4) 施行期日は、公布日とする。